



令和2年10月号(広告)  
2020年10月1日発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第161号  
発行担当者 山本幸子

ここ数年は10月まで暑い日が続いていましたが、今年は比較的涼しく過ごしやすいように感じます。朝夕と昼間の寒暖差がありますので、体調管理には十分気をつけていきたいと思ひます。

さて早いもので今年も残すところ3か月となりました。そろそろ控除証明書が順次発送されていることと思ひます。今回のテーマは「年末調整」です。今年には新型コロナのこともありますので早めに準備していきたく思ひますね。

## 今月のテーマ：年末調整の変更点について

令和2年分では給与所得控除や基礎控除の改正、寡婦(寡夫)控除の適用要件の改正とひとり親控除の創設、所得金額調整控除の創設など、改正項目が多数あります。その中で主な項目を取り上げます。

### 1. 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額は、被雇用者に対して適用されるもので、所得税の計算において最初に収入金額から差し引かれます。この控除の額が令和2年分より一律10万円引き下げられることになりました。このほか、給与所得控除の上限も現行の220万円から195万円へ変更されます。

| 給与の収入金額(A)          | 給与所得控除額           |                   |
|---------------------|-------------------|-------------------|
|                     | 改正後               | 改正前               |
| 162万5,000円以下        | 55万円              | 65万円              |
| 162万5,000円超 180万円以下 | (A) × 40% - 10万円  | (A) × 40%         |
| 180万円超 360万円以下      | (A) × 30% + 8万円   | (A) × 30% + 18万円  |
| 360万円超 660万円以下      | (A) × 20% + 44万円  | (A) × 20% + 54万円  |
| 660万円超 850万円以下      | (A) × 10% + 110万円 | (A) × 10% + 120万円 |
| 850万円超 1,000万円以下    | 195万円             | 220万円             |
| 1,000万円超            |                   |                   |

### 2. 基礎控除の改正

基礎控除は、全ての納税者に対して適用されるもので、これまでは基礎控除に対して適用要件がなく一律38万円が控除されていました。令和2年分より基礎控除額が改正され、最大48万円に引き上げられることになりました。また、合計所得金額が2500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることができなくなります。

| 合計所得金額             | 基礎控除額 |                  |
|--------------------|-------|------------------|
|                    | 改正後   | 改正前              |
| 2,400万円以下          | 48万円  | 38万円<br>(所得制限なし) |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円  |                  |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円  |                  |

### 3. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の新設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の3つの条件のいずれかに該当する所得者が対象となります。  
(1) 本人が特別障害者である場合  
(2) 23歳未満の扶養親族がいる場合  
(3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合  
計算方法は、給与の収入金額(その給与の収入額が1000万円を超える場合は1000万円)から850万円を控除した金額の1

### 4. 「給与所得者の基礎控除申告書」および「所得金額調整控除申告書」の新設

上記2・3の改正に伴い、それぞれ「給与所得の基礎控除申告書」および「所得金額調整控除申告書」が新たに新設され、年末調整において基礎控除または子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除を受ける所得者は、その年の最後の給与の支払いを受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得の基礎控除申告書」および「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出する必要があります。

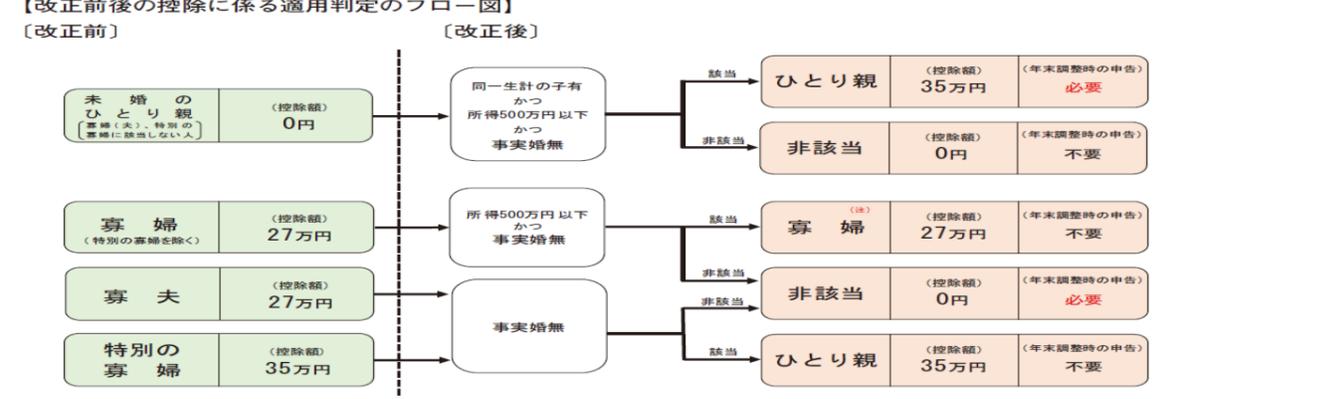
### 5. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

各控除を受けるために、配偶者や扶養親族などの合計所得金額の要件も見直されることになりました。具体的には、以下の5つの要件が見直されます。  
(1) 同一生計配偶者の合計所得金額  
(2) 扶養親族の合計所得金額  
(3) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額  
(4) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額  
(5) 勤労学生の合計所得金額

| 扶養親族等の区分             | 合計所得金額要件     |              |
|----------------------|--------------|--------------|
|                      | 改正後          | 改正前          |
| 同一生計配偶者              | 48万円以下       | 38万円以下       |
| 扶養親族                 | 48万円以下       | 38万円以下       |
| 源泉控除対象配偶者            | 95万円以下       | 85万円以下       |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者(注1) | 48万円超133万円以下 | 38万円超123万円以下 |
| 勤労学生                 | 75万円以下       | 65万円以下       |

### 6. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

婚姻歴や性別にかかわらず、本人の所得合計金額が500万円(給与所得の場合、年収678万円)以下の単身者で生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)がいる場合、同一のひとり親控除(控除額35万円)が適用されます。ただし、本人の所得合計金額が500万円以下の単身者で子以外の扶養親族がいる寡婦、または扶養親族がない寡婦は引き続き寡婦控除として控除額27万円が適用されます。



(注) 改正前の「寡婦(特別の寡婦を除く)」に該当する人が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有する時は、「ひとり親」(控除額: 35万円)に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

このほか源泉徴収簿の様式変更などの改正もありますので、詳細は「令和2年分 年末調整のしかた」(11月発送予定)をご覧ください。当事務所までお問い合わせください。



### 【電子化へ向けた手続き】160号補足

前回160号にて、ご案内いたしました年末調整の電子化に向けて税務署へ事前申請することとなる「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」の提出は、下記【案4】ハガキ取得、書面提出」を採用して年末調整手続きをする場合には、提出不要となります。

| 【案1】                                 | 要提出 | 【案2】                                 | 要提出  |
|--------------------------------------|-----|--------------------------------------|------|
| 従業員がデータで取得し、システムで作成したデータを提出(全て電子化)   |     | 従業員がハガキ等で取得し、システムで作成したデータを提出(一部電子化)  |      |
| 【案3】                                 | 要提出 | 【案4】                                 | 提出不要 |
| 従業員がデータで取得し、システムで作成、印刷した書面を提出(一部電子化) |     | 従業員がハガキ等で取得しシステムで作成、印刷した書面を提出(一部電子化) |      |

### < Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision  
今月の開催日は10月8日(木)です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

| 開催日       | 対象者              | 申込期限     |
|-----------|------------------|----------|
| 10月8日(木)  | 8・9・10・11月決算法人様  | 10月2日(金) |
| 11月12日(木) | 9・10・11・12月決算法人様 | 11月6日(金) |
| 12月10日(木) | 10・11・12・1月決算法人様 | 12月4日(金) |

安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

### < 10月カレンダー >

|    |   |                                    |
|----|---|------------------------------------|
| 8  | 木 | *経営計画書作成セミナー: Vision               |
| 12 | 月 | *9月分源泉所得税・住民税の納付期限                 |
| 31 | 土 | *8月決算の確定申告・納付期限                    |
|    |   | *2月決算の中間申告・納付期限                    |
|    |   | *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人) |

31日は土曜のため申告・納期限は11月2日(月)になります。

当社は赤い羽根共同募金 寄付付き地域支援プロジェクトに賛同しています